

西条認定こども園 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	鴨川市
事業者の所在地	鴨川市横渚 1 4 5 0
事業者の連絡先	0 4 - 7 0 9 2 - 1 1 1 1
代表者氏名	鴨川市長 佐々木 久之

(2) 施設の概要

種 別	幼保連携型認定こども園							
名 称	西条認定こども園							
所 在 地	鴨川市八色 8 6 9 番地							
連 絡 先	T E L 0 4 - 7 0 9 3 - 2 8 6 9 F A X 0 4 - 7 0 9 3 - 2 8 6 9							
施 設 長 氏 名	鎌田 悦子							
開 設 年 月 日	平成 3 1 年 4 月 1 日							
利用定員	年齢区分	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	合 計
	1 号	一 人	一 人	一 人	1 0 人	1 0 人	1 0 人	3 0 人
	2 号・3 号	6 人	1 0 人	1 2 人	1 5 人	1 5 人	1 5 人	7 3 人
	合 計	6 人	1 0 人	1 2 人	2 5 人	2 5 人	2 5 人	103 人

(3) 施設の概要

敷 地	敷地全体	2 , 9 2 5 . 5 9 m ²
	園 庭	7 7 5 . 2 9 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート 造 1 階建
	延 べ	8 4 4 . 7 3 m ²

（４）主な設備の概要

設 備	部屋数	備 考
乳 児 室	１ 室	つぼみ組：（０歳児） ※調乳室、沐浴室同室
ほふく室	１ 室	つくし組：（１歳児）
保 育 室	４ 室	も も組：（２歳児） たんぽぽ組：（３歳児）、 すみれ組：（４歳児） さくら組：（５歳児）
遊 戯 室	１ 室	
調 理 室	１ 室	
保 健 室	１ 室	※職員室と同室
園児トイレ	２カ所	

（５）職員体制（令和７年４月１日 現在）

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園 長	１ 人	１ 人	人	
主任保育教諭	３ 人	３ 人	人	
保 育 教 諭	１２ 人	７ 人	５ 人	
教 育 補 助	１ 人	１ 人	人	
主任看護師	１ 人	１ 人	人	
看 護 師	１ 人	１ 人	人	
主任調理士	１ 人	１ 人	人	
調 理 士	１ 人	人	１ 人	
用 務 員	１ 人	人	１ 人	

（６）利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【１号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	９時００分～１４時００分（５時間）
一時預かり	保育時間	朝： ７時３０分～ ８時３０分 夕： １４時００分～１８時３０分 土曜： ７時３０分～１３時００分

休 業 日	日曜日・土曜日・祝日・県民の日
	年末・年始（１２月２９日～１月３日）
	夏季（７月２１日～８月３１日）
	冬季（１２月２４日～１月６日）
	学年末・学年始休業日（３月２５日～４月４日）

【２号・３号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保 育 時 間	保育標準時間	７時３０分～１８時３０分（１１時間）
	保育短時間	８時００分～１６時００分（８時間）
延 長 保 育	保育標準時間	
	保育短時間	7時30分～ 8時00分 16時00分～18時30分
開 所 時 間	月～金曜日	７時３０分～１８時３０分
	土曜日	７時３０分～１３時００分
休 業 日	日曜日・祝日	
	年末年始（１２月２９日～１月３日）	

（７）利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実 費 徴 収	給 食 費	１月あたり	５，５００円
		１食あたり	２７５円
	絵 本 代	１冊あたり	４００～５００円
そ の 他	１号認定子どもの一時預かりに係る費用	月合計利用時間 １時間あたり	１００円
	１号認定子どもの長期休業中一時預かりに係る給食費	１食あたり	３５０円
	２号・３号認定子どもの延長保育に係る費用	月合計利用時間 １時間あたり	１００円

(8) 支払方法

- ・ 保育料と給食費は、原則、口座振替をお願いします。
- ・ 振替日は月末です。ただし、12月は25日が振替日です。
※月末や12月25日が休日等の場合は、翌営業日の振替となります。
- ・ 一時預かり利用料、延長保育料、絵本代等実費徴収に係る費用は現金での納付となります。

(9) 提供する特定教育・保育の内容

子ども子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

《基本目標》

- 就学前の親子支援をします。
- 学齢期の子どもを健やかに育む環境づくりをします。
- 困難を抱える子どもや家庭への支援をします。
- 安心して子育てできる環境をつくります。

《教育・保育目標》

～ やさしく 元気で たくましい子 ～

こ ん な 子 ど も に

【 明るく やさしい子 】

【 なかよく 元気に 遊べる子 】

【 たくましく 伸びる子 】

《園経営の重点》

1. 健康な生活リズムの定着と楽しい生活・健康な体づくりをめざす《生活する力》
2. 心のつながりのある支え合う集団づくりをめざす《かかわる力》
3. 生き生きと活動する教育・保育実践を通して、豊かな表現力と感性を養う《学ぶ力》
4. 特別支援教育の充実を図る
5. 保護者・地域・小学校との連携を高めるとともに、安全・安心な園づくりを推進する

(1 0) 年間行事予定

月	行 事 内 容
4 月	第 1 学期始業式・入園式・学級懇談会（4.5 歳児）・春の遠足 健診（歯科・内科）・家庭訪問（3.4.5 歳児）
5 月	虫歯予防教室・小学校と運動会（3.4.5 歳児）・健診（耳鼻科・眼科）
6 月	フリー参観・菜の花交通安全教室（3.4.5 歳児）・プール遊び 芋苗植え・夏野菜植え
7 月	七夕会・第 1 学期終業式 家庭教育学級（3.4.5 歳児）・水遊び・プール遊び
8 月	水遊び・すいか割りごっこ
9 月	第 2 学期始業式・引き渡し避難訓練・健診（内科）
1 0 月	お祭りごっこ・視力、聴力検査（5 歳児）・就学時健康診断（5 歳児） ハロウィーン・秋の遠足・修園遠足（5 歳児）
1 1 月	運動会・七五三集会・芋掘り・小学校と交流会（5 歳児）
1 2 月	発表会・マラソン大会・クリスマス会・菜の花交通安全教室 家庭教育学級（3.4.5 歳児）・第 2 学期終業式 学級懇談会（3.4.5 歳児）
1 月	第 3 学期始業式 ・新入園児親子面談 ・こま回し大会
2 月	お店やさんごっこ・豆まき・お別れ遠足・入園説明会 菜の花交通安全教室（4.5 歳児）・学級懇談会（5 歳児）
3 月	ひな祭り会・お別れ会・修了証書授与式 修了式・学級懇談会（3.4 歳児）

○毎月、誕生会・避難訓練・身体計測を実施します。

○その他の行事は園だより等でお知らせいたします。また都合により、変更になる場合があります。

(1 1) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【 1 号認定子ども】 ・ 施設の管理者が定めた選考方法による 【 2 号・ 3 号認定子ども】 ・ 市が行う利用調整による
退園理由	・ 1 号・ 2 号・ 3 号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	《 登園時間について 》 ・ 9 時までに登園してください。 ・ 遅刻、欠席の時は 9 時までに連絡してください。 《 送迎について 》 ・ 原則として保育時間内でのお迎えをお願いします。 ・ お迎えが遅れたり、来られる方が変更になる場合は電話でご連絡ください。 ・ 送迎の際は、必ず西条認定こども園の駐車場に車を駐車してください。ふれあいセンター側の道路は危険ですので駐車しないでください。 《 連絡先について 》 ・ 住所、仕事、世帯の状況や家庭状況などに変更があった場合は、「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届出書）」の提出が必要です。必ず園へ申し出てください。 《 連絡事項について 》 ・ 園だより・掲示にてお知らせします。 ・ 緊急の場合は、メール配信でお知らせします。 （入園後に、マチコミメールに登録していただきます。） 《 安全対策として 》 ・ 災害時に備え被害を最小限にとどめるよう毎月 1 回の避難訓練を行います。 ・ 不審者対策として来園者の応対は、事務室の窓口でいたします。

	・固定遊具の安全については、毎朝点検します。 ※有事の際は、園庭または福祉センターに避難し、保護者の迎えを待ちます。火災、その他の場合は必要に応じてマチコミメールで連絡します。 《給食について》 ・毎月、献立表、食育だよりを配付します。 ※アレルギーのお子さんは個別の献立表を配付します。 《健康診断について》 ・内科健診（２回） 歯科健診（１回） 眼科健診（１回） 耳鼻科健診（１回：２・４歳児対象） ※内科健診については、園で受診できなかった場合、個人で受診していただきますのでご了承ください。 《保育中の怪我・病気について》 ・熱性けいれんをおこしたことがあるお子さんは、３７.０度で連絡します。熱性けいれんをおこしたことがないお子さんは、３７.５度でお知らせいたします。３８度以上の熱、嘔吐、下痢、顔色が悪い、ぐったりして元気がない等の症状の時は、お迎えをお願いいたします。 ・怪我の場合、状態により保護者に連絡させていただきますので、医師の診察を受けてください。 《薬について》 ・原則として薬はあずかりません。 《予防接種について》 ・予防接種後は、園での保育はできませんので家庭保育をお願いいたします。
--	---

（１２）学校医

医療機関の名称	前川小児科クリニック
学校医名	近藤 敦
所在地	鴨川市貝渚１３６番地１
電話番号	０４－７０９３－０３６６

（１３）学校歯科医

医療機関の名称	中嶋歯科医院
学校歯科医名	中嶋 正良
所在地	鴨川市前原２４２
電話番号	０４－７０９２－５５１１

(14) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、速やかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	安房郡市消防本部鴨川消防署
所在地	鴨川市横渚1393番地
電話番号	04-7093-2131

【管轄する警察署】

警察署名	鴨川警察署
所在地	鴨川市横渚1465番地
電話番号	04-7092-0110

(15) 非常災害対策

防火管理者	山田 奈保子 主任保育教諭
消防計画届出年月日	令和7年5月19日
避難訓練	・火災、地震、津波、暴風雨、不審者等を想定した訓練を月1回実施します。 ・年1回市内津波訓練に参加します。
防災設備	・消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	・福祉センター又は西条小学校
緊急時の連絡手段	・マチコミメール ・園入り口掲示板

(16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	辰馬 寛美	主任保育教諭
相談・苦情解決責任者	鎌田 悦子	園 長

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。

(17) 賠償責任保険の加入状況

独立行政法人 日本スポーツ振興センターの保険に加入しています。

種類	災害の範囲	給付金額
医療費 (負傷・疾病)	・原因である事由が園の管理下で生じたもので、治療(健康保険等の医療保険対象のもの)に要する費用が500点(5,000円)以上のもの ・けがの他、皮膚炎、熱中症、溺水などの疾病も含まれる	・医療保険診療の医療費総額の4割(そのうち1割の付加給付)の額【乳幼児医療助成により自己負担額が無い場合は1割の付加給付分のみ】 ・高額療養費の対象となる場合は自己負担額に1割の付加給付分を加算した額
障害見舞金	上記けがや疾病が治った後に障害が残ってしまった場合(その程度により第1級から第14級に区分される)	4,000万円～88万円 (通園中の災害の場合、2,000万円～44万円)
死亡見舞金	園の管理下において発生した事件に起因する死亡や上記疾病に直接起因する死亡	3,000万円 (通園中災害の場合、1,500万円)
	運動などの行為に起因する突然死	3,000万円 (通園中災害の場合、1,500万円)
	運動などの行為と関連のない突然死(乳幼児突然死症候群など)	1,500万円 (通園中災害の場合も同額)

(18) 個人情報の取り扱い

(個人情報の取り扱い方法)

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(19) その他

(オムツについて)

使用したオムツを園で処理しますので、オムツを使用している方は鴨川市指定ごみ袋「燃やせるゴミ用45ℓ」を1袋(10枚入り)をお持ちください。

なお、お預かりしたごみ袋につきましては、返却しませんのでご了承ください。